

京都府海域における知事許可漁業の許可等に関する取扱方針

(趣旨)

第1 漁業法(昭和24年法律第267号)(以下、「法」という。)第57条第1項の農林水産省令で定める漁業及び京都府漁業調整規則(令和2年京都府規則第54号)(以下「規則」という。)第4条第1項に掲げる漁業の許可又は起業の認可に関する取扱いについては、法及び規則の規定によるほか、この方針の定めるところによる。

(対象とする漁業種類)

第2 この方針は、次の1から8までに掲げる漁業種類を対象とする。

- 1 小型機船底びき網漁業(手繰第一種漁業)
 - (1) 機船底びき網漁業
- 2 小型機船底びき網漁業(手繰第二種漁業)
 - (1) 自家用釣餌料びき網漁業
- 3 小型機船底びき網漁業(手繰第三種漁業)
 - (1) とりがいけた網漁業
 - (2) なまこけた網漁業
- 4 機船船びき網漁業
 - (1) さより二そうびき機船船びき網漁業
 - (2) いそうお機船船びき網漁業
- 5 かごなわ漁業
 - (1) いそうおかごなわ漁業
 - (2) ばいがいかごなわ漁業
- 6 小型いかつり漁業
- 7 固定式刺網漁業
 - (1) はまち底刺網漁業
 - (2) ひらめ底刺網漁業
- 8 いさぎ落とし網漁業

(制限措置等)

第3 漁業種類ごとの許可又は起業の認可について、許可する船舶等又は漁業者の数の上限並びに規則第11条第1項による制限措置(船舶の総トン数、操業区域、漁業時期、漁業を営む者の資格)、第13条による条件、第14条第1項による継続の許可の対象として指定するかどうか、及び第15条による有効期間は、別表1のとおりとする。なお、規則第11条による新規の許可又は起業の認可に係る制限措置及び申請すべき期間については、その都度公示することとする。

本府において漁船法(昭和25年法律第178号)に基づく漁船登録をしていない漁船を使用する者への許可については、当該漁船の登録されている都道府県と本府の漁業者団体が締結する協定に定められた隻数を許可する数の上限とする。

(審査の方法等)

第4 知事は、規則第4条又は第6条による許可又は起業の認可に係る申請書の提出があったときは、その記載事項及び添付書類について審査するとともに、必要に応じてヒアリングを行い、許可又は起業の認可をする者を定める。

2 規則第9条第1項第2号の「その申請に係る漁業と同種の漁業の許可の不当な集中に至るおそれがある場合」とは、同一人が同種の漁業種類について2以上の許可又は起業の認可を申請する場合をいう。

ただし、京都府に住所を有しない者が制限措置に基づき申請する場合及び小型機船底びき網漁業（手繰第三種漁業）のうち、複数の漁船を所有する漁業者であって、海域により使用する漁船を変更するなど、許可を受けた複数の漁船を同時に使用しない場合を除く。

3 規則第10条第1項第1号の「漁業又は労働に関する法令を遵守せず、かつ、引き続き遵守することが見込まれない者」とは、過去5年以内において、次の（1）又は（2）に掲げる漁業又は労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に2回以上処せられた者をいう。

（1）漁業に関する法令

ア 法

イ 水産資源保護法（昭和26年法律第313号）

ウ 臘虎臘肭獸獵獲取締法（明治45年法律第21号）

エ 外国人漁業の規制に関する法律（昭和42年法律第60号）

オ 排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律（平成8年法律第76号）

カ 持続的養殖生産確保法（平成11年法律第51号）

キ 内水面漁業の振興に関する法律（平成26年法律第103号）

ク 特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律（令和2年法律第79号）

ケ 規則

コ ア～ケに基づく命令

（2）労働に関する法令

ア 健康保険法（大正11年法律第70号）

イ 船舶安全法（昭和8年法律第11号）

ウ 船員保険法（昭和14年法律第73号）

エ 労働関係調整法（昭和21年法律第25号）

オ 労働基準法（昭和22年法律第49号）

カ 労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）

キ 船員法（昭和22年法律第100号）

ク 船員職業安定法（昭和23年法律第130号）

ケ 労働組合法（昭和24年法律第174号）

コ 船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和26年法律第149号）

サ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）

シ 最低賃金法（昭和34年法律第137号）

ス 雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）

セ 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成 28 年法律第 89 号）

ソ ア～セに基づく命令

- 4 許可又は起業の認可を受けようとする者が、規則第 10 条第 1 項第 2 号から第 4 号までに該当するか否かについて、必要に応じて、京都府警察本部に照会する。
- 5 規則第 11 条第 5 項の規定による許可の基準として、次のとおり許可の優先順位を定める。
 - 第 1 位 許可を受けるために申請した漁業（以下、「申請漁業」という。）の許可を受け、申請前の一年間に操業した実績を有する者が、漁業許可を受けた漁船と同一の船又は代船により申請した場合
 - 第 2 位 申請漁業の従事者が、当該漁業の漁業者として自立を図るため、漁業許可を受けた漁船を譲り受け、借り受け、その返還を受け、その他当該漁船を使用する権利を取得して申請した場合
 - 第 3 位 申請漁業の従事者が、当該漁業の漁業者として自立を図るため、漁業許可を受けた漁船以外の漁船により申請した場合
 - 第 4 位 申請漁業を営み、又はこれに従事した経験がある者（以下「申請漁業の経験者」という。）が申請した場合
 - 第 5 位 申請漁業の経験者以外の漁業者又は漁業従事者であつて、申請漁業以外の許可漁業を営んだことがある者が申請した場合
 - 第 6 位 申請漁業の経験者以外の漁業者又は漁業従事者であつて、許可漁業以外の海面漁業を営んだことがある者が申請した場合
 - 第 7 位 漁業者又は漁業従事者でない者が申請した場合
- 6 5 の規定による第 1 位から第 4 位までにおいて同順位である者相互間については、申請漁業を営み、又はこれに従事した日数の多い者が優先されるものとする。
- 7 5 の規定による第 5 位及び第 6 位において同順位である者相互間の優先順位は、次の順序によるものとする。
 - 第 1 位 申請漁業の操業区域において漁業を営む者
 - 第 2 位 申請漁業の操業区域において漁業に従事する者
 - 第 3 位 申請漁業の操業区域以外において漁業を営む者
 - 第 4 位 申請漁業の操業区域以外において漁業に従事する者
- 8 規則第 11 条第 7 項の規定による許可の基準として、次のとおり許可の優先順位を定める。
 - 第 1 位 申請漁業の許可を受け、申請前の一年間に操業した実績を有する者が申請した場合
 - 第 2 位 申請漁業の従事者が、当該漁業の漁業者として自立を図るため、申請した場合
 - 第 3 位 申請漁業の経験者が申請した場合
 - 第 4 位 申請漁業の経験者以外の漁業者又は漁業従事者であつて、申請漁業以外の許可漁業を営んだことがある者が申請した場合
 - 第 5 位 申請漁業の経験者以外の漁業者又は漁業従事者であつて、許可漁業以外の海面漁業を営んだことがある者が申請した場合

第6位 漁業者又は漁業従事者でない者が申請した場合

9 8の規定による第1位から第3位までにおいて同順位である者相互間については、申請漁業を営み、又はこれに従事した日数の多い者が優先されるものとする。

10 8の規定による第4位及び第5位において同順位である者相互間の優先順位は、7の規定による。

11 8から10までの規定による順位付けにより、許可又は起業の認可をする者を定めることができない場合は、公正な方法でくじを行い、許可又は起業の認可をする者を決定する。

(申請等に必要な提出書類)

第5 許可の申請等に必要な書類は、次の(1)から(10)に掲げる書類のほか、別表2に掲げる書類とする。

- | | |
|---------------------------------|--------|
| (1) 規則第3条による代表者の届出 | 第1号様式 |
| (2) 規則第8条又は第14条による許可又は起業の認可の申請 | 第2号様式 |
| (3) 規則第16条による変更の許可申請 | 第3号様式 |
| (4) 規則第17条による相続又は法人の合併若しくは分割の届出 | 第4号様式 |
| (5) 規則第18条による許可を受けた船舶の廃止等の届出 | 第5号様式 |
| (6) 規則第19条による休業又は就業の届出 | 第6号様式 |
| (7) 規則第21条による資源管理の状況等の報告 | 第7号様式 |
| (8) 規則第27条による許可証の書換え交付の申請 | 第8号様式 |
| (9) 規則第28条による許可証の再交付の申請 | 第9号様式 |
| (10) 規則第30条による許可証を返納できないときの届出 | 第10号様式 |

(起業の認可の有効期間)

第6 規則第7条第2項に規定する知事が指定する期間は、認可の日から10箇月(起業の認可の有効期間が許可の有効期間を超える場合は、許可の有効期間の満了日まで)とする。ただし、知事がやむを得ない理由があると認め、期間を延長した場合は、その延長した期間を加算した期間とする。

(申請書等の提出先)

第7 申請書等の提出先は、京都府水産事務所とする。

(許可証)

第8 規則第24条の規定による許可証は、第11号様式によるものとする。

附則(令和3年2月19日)

この方針は令和3年2月19日から施行する。

「小型機船底びき網漁業許可取扱要綱」(昭和60年6月18日付け)は、廃止する。

附則(令和4年3月1日)

この方針は令和4年3月1日から施行する。

附則（令和4年9月9日）

この方針は、特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律（令和2年法律第79号）の施行の日（令和4年12月1日）から施行する。

附則（令和5年6月21日）

この方針は、令和5年6月21日から施行する。

1 小型機船底びき網漁業

漁業種類	許可する船舶等の数の上限	船舶の総トン数	操業区域	漁業時期	漁業を営む者の資格	条件	継続の許可の対象として指定する漁業	有効期間
手繰第一種漁業 (機船底びき網漁業)	3隻	15トン未満	京都府沖合海面	9月1日から翌年5月31日まで	京都府に住所を有する者	兵庫県美方郡余部崎突端と京丹後市経ヶ岬突端とを結ぶ線以南及び兵庫県豊岡市猫崎突端から京丹後市経ヶ岬突端正北3海里の点と舞鶴市沖ノ島北端を経て福井県三方上中郡常神崎突端に至る線以南の海域においては操業してはならない。	○	5年
	14隻	10トン未満	東経 135 度 20.0 分の線以東の京都府沖合海面	9月1日から翌年5月31日まで	「京都府海域に入漁する小型機船底びき網漁業の操業に関する協定書」第2の2に規定する「許可申請予定者名簿」に記載の者	(1) 日没2時間後から日の出2時間前までは操業してはならない。ただし、11月6日から翌年5月31日までは除く。 (2) 船橋の最も見易い箇所に幅30センチメートルの赤色帯を塗布し、その中央に白色をもって地区別番号を記入しなければならない。 (3) 京丹後市経ヶ岬突端正北3海里の点と舞鶴市沖ノ島北端を経て福井県三方上中郡常神崎突端に至る線以南の海域においては操業してはならない。		1年
	9隻	10トン以上15トン未満						
手繰第二種漁業 (自家用釣餌料びき網漁業)	15隻	5トン以下	京都府与謝郡伊根町青島灯台から京都府舞鶴市博奕岬灯台を見通した線以南の京都府沖合海面	周年	京都府に住所を有する者	(1) 免許漁業の妨害をしてはならない。 (2) 共同漁業権区域内においては、漁業権者の同意を得なければ操業してはならない。 (3) 水深25メートル以浅においては、操業してはならない(ただし、桃島と塔ヶ鼻を結んだ線以西の栗田湾及び黒崎と日置・里波見境界点を結んだ線以南の宮津湾を除く。) (4) 次のア、イ、ウ、エ及びアの点を順次に結んだ線の内側においては操業してはならない。 ア 北緯35度37.69分 東経135度19.83分の点 イ 北緯35度35.19分 東経135度19.83分の点 ウ 北緯35度35.19分 東経135度17.33分の点 エ 北緯35度37.69分 東経135度17.33分の点	○	5年

手繰第三種漁業 (なまこけた網漁業)	247隻	5トン以下	京共第1号	12月1日から 翌年5月31日 まで	操業に関して 京都府漁業協 同組合の同意 を得ている者	(1)免許漁業の妨害をしてはならない。 (2)同時に使用する網具の数は2統以内。	○	5年
			京共第2号	12月1日から 翌年5月31日 まで		免許漁業の妨害をしてはならない。	○	
			京共第3号	1月1日から4 月30日まで		免許漁業の妨害をしてはならない。	○	
			京共第4・6号	12月15日か ら翌年4月30 日まで		(1)免許漁業の妨害をしてはならない。 (2)同時に使用する網具の数は2統以内。	○	
			京共第5・6号	12月15日か ら翌年4月30 日まで		(1)免許漁業の妨害をしてはならない。 (2)同時に使用する網具の数は2統以内。	○	
			京共第8号	11月15日か ら翌年3月31 日まで		(1)免許漁業の妨害をしてはならない。 (2)2統びきの場合は金ヶ崎と黒鼻を結んだ線以南の舞 鶴湾に限る。	○	
			京共第11号	12月1日から 翌年5月31日 まで		免許漁業の妨害をしてはならない。	○	
			京共第11・12号	12月1日から 翌年5月31日 まで		免許漁業の妨害をしてはならない。	○	
			京共第12号	12月1日から 翌年4月30日 まで		免許漁業の妨害をしてはならない。	○	
			京共第14号	12月1日から 翌年4月30日 まで		免許漁業の妨害をしてはならない。	○	
			京共第15号	12月1日から 翌年4月30日 まで		免許漁業の妨害をしてはならない。	○	
			京共第16号	12月1日から 翌年4月30日 まで		免許漁業の妨害をしてはならない。	○	
			京共第19号	12月1日から 翌年4月30日 まで		免許漁業の妨害をしてはならない。	○	
京共第27号	11月20日か ら翌年2末日 まで	免許漁業の妨害をしてはならない。	○					
手繰第三種漁業 (とりがいけた網漁業)	100隻	5トン以下	京共第8号	5月15日から 8月15日まで	操業に関して 京都府漁業協 同組合の同意 を得ている者	免許漁業の妨害をしてはならない。	○	5年
			京共第11号	7月1日から1 0月31日まで		免許漁業の妨害をしてはならない。	○	
			京共第11・12号	7月1日から1 0月31日まで		免許漁業の妨害をしてはならない。	○	
			京共第12号	7月1日から1 0月31日まで		免許漁業の妨害をしてはならない。	○	

2 機船船びき網漁業

漁業種類	許可する船舶等の数の上限	船舶の総トン数	操業区域	漁業時期	漁業を営む者の資格	条件	継続の許可の対象として指定する漁業	許可の有効年数
ア さより二そうびき機船船びき網漁業	18隻	5トン以下	京共第1号	3月1日から6月30日まで	操業区域の共同漁業権の関係地区に住所を有する者	(1)免許漁業の妨害をしてはならない。 (2)日没から日の出までの間は操業してはならない。	○	5年
			京共第3、7号	3月1日から6月30日まで		(1)免許漁業の妨害をしてはならない。 (2)日没から日の出までの間は操業してはならない。	○	
			京共第4、6、7号	3月1日から6月30日まで		(1)免許漁業の妨害をしてはならない。 (2)日没から日の出までの間は操業してはならない。	○	
			京共第5、6、7号	3月1日から6月30日まで		(1)免許漁業の妨害をしてはならない。 (2)日没から日の出までの間は操業してはならない。	○	
			京共第22号	3月1日から6月30日まで 9月1日から11月15日まで		(1)免許漁業の妨害をしてはならない。 (2)日没から日の出までの間は操業してはならない。	○	
			京共第24号	3月1日から5月10日まで 9月1日から10月31日まで		(1)免許漁業の妨害をしてはならない。 (2)日没から日の出までの間は操業してはならない。	○	
イ いそうお機船船びき網漁業	5隻	5トン以下	京共第12号	周年	京共第12号共同漁業権の関係地区に住所を有する者	免許漁業の妨害をしてはならない。	○	5年

3 かごなわ漁業

漁業種類	許可する船舶等の数の上限	船舶の総トン数	操業区域	漁業時期	漁業を営む者の資格	条件	継続の許可の対象として指定する漁業	有効期間
ア いそうおかごなわ漁業	1隻	制限なし	次のア、イ、ウの線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 ア 網野町万畳鼻突角岩石京共基第59号標柱から真方位324度20分の線 イ 沿岸から2カイリの線 ウ 網野町浅茂川と同町磯境界(通称一本松)から真方位0度00分の線	周年	京丹后市網野町網野、浅茂川、小浜、高橋、下岡に住所を有する者	(1)免許漁業の妨害をしてはならない。 (2)かごの総数は160個以内でなければならない。	○	5年
イ ばいがいかごなわ漁業	4隻	制限なし	京都府沖合海面(東経135度02分以東の海域)	6月1日から8月31日まで	京都府に住所を有する者	(1)ずわいがに及びべにずわいがにを採捕してはならない。 (2)水深200メートル未満では操業してはならない。 (3)かごの数は1連に100個以内とし、かごの陥穿孔は直径20センチメートル以内でなければならない。 (4)漁具は1隻につき2連までとする。 (5)漁具の両端に水面上1.5メートル以上の高さに標旗を立て、標旗には許可番号、船名及び氏名又は名称を明記しなければならない。		1年
		制限なし	京都府沖合海面(東経135度12分以西の海域)					

4 小型いかつり漁業

漁業種類	許可する船舶等の数の上限	船舶の総トン数	操業区域	漁業時期	漁業を営む者の資格	条件	継続の許可の対象として指定する漁業	有効期間
小型いかつり漁業	5隻	5トン以上30トン未満	京都府沖合海面	周年	京都府に住所を有する者	なし	○	5年
	20隻	5トン以上15トン未満	京都府沖合海面	5月10日から10月15日まで	福井県小型いか釣り漁業者と京都府釣り漁業者とが締結した協定に基づく申請者	<p>1 次の海域において操業してはならない。</p> <p>(1) 京丹後市経ヶ岬突端正北の線以東の経ヶ岬突端と舞鶴市沖ノ島北端を見通した線から沖合6海里以内の海域</p> <p>(2) 経ヶ岬突端正北の線以西の距岸6海里以内の海域</p> <p>2 操業海域において使用する集魚灯の数は次のとおりとする。</p> <p>(1) 経ヶ岬突端正北の線以東の海域</p> <p>ア 北緯35度54.19分の線以南の海域においては、3kW以内の電球12個以内</p> <p>イ 北緯35度54.19分の線を超えいか釣り漁業操業禁止線(漁業の許可及び取締り等に関する省令(昭和38年農林省令第5号)の別表第4のいか釣り漁業の項の1の口の(8)の点と(9)の点を結んだ線をいう。以下同じ。)までの海域においては、3kW以内の電球18個以内</p> <p>(2) 経ヶ岬突端正北の線以西の海域</p> <p>ア 水深200m以浅の海域においては、3kW以内の電球12個以内</p> <p>イ 水深200mを超えいか釣り漁業操業禁止線までの海域においては、3kW以内の電球18個以内</p> <p>3 許可船舶は、船橋若しくは船体の見やすい箇所に下記様式の許可番号を標示しなければならない。</p> <p>(※様式 縦17cm以上、横80cm以上の枠内に、10cm角以上、太さ1cm以上で、白地に黒色で許可番号を明記したもの。)</p>		1年
	20隻	5トン以上10トン未満	京都府沖合海面	5月10日から11月30日まで	但馬海区いか釣り漁業者と京都府釣り漁業者とが締結した協定に基づく申請者	<p>1 次の海域において操業してはならない。</p> <p>(1) 京丹後市経ヶ岬突端正北の線以東の経ヶ岬突端と舞鶴市沖ノ島北端を見通した線から沖合6海里以内の海域</p> <p>(2) 経ヶ岬突端正北の線以西の距岸6海里以内の海域</p> <p>2 操業海域において使用する集魚灯の数は次のとおりとする。</p> <p>(1) 経ヶ岬突端正北の線以東の海域</p> <p>ア 北緯35度54.19分の線以南の海域においては、3kW以内の電球12個以内</p> <p>イ 北緯35度54.19分の線からいか釣り漁業操業禁止線(漁業の許可及び取締り等に関する省令(昭和38年農林省令第5号)の別表第4のいか釣り漁業の項の1の口の(8)の点と(9)の点を結んだ線をいう。以下同じ。)までの海域においては、3kW以内の電球18個以内</p> <p>(2) 経ヶ岬突端正北の線以西の海域</p> <p>ア 水深200m以浅の海域においては、3kW以内の電球12個以内</p> <p>イ 水深200mを超えいか釣り漁業操業禁止線までの海域においては、3kW以内の電球18個以内</p> <p>3 許可船舶は、船橋若しくは船体の見やすい箇所に下記様式の許可番号を標示しなければならない。</p> <p>(※様式 縦10cm以上、横80cm以上の枠内に、黄地に黒色で許可番号を明記したもの。)</p>		1年

5 固定式刺網漁業

漁業種類	許可する漁業者の数の上限	船舶の総トン数	操業区域	漁業時期	漁業を営む者の資格	条件	継続の許可の対象として指定する漁業	有効期間
ア はまち底刺網漁業	17名		京都府沖合海面 (次のア、イ、ウの線により囲まれた海域) ア 京丹後市網野町万畳鼻突角岩石京共基第59号標柱から真方位324度20分の線 イ 京丹後市丹後町城ヶ鼻(通称)と同町犬崎山頂を結ぶ線の延長線 ウ 京丹後市網野町浅茂川と同町磯境界(通称一本松)から真方位0度00分の線	周年	京丹後市網野町網野、浅茂川、小浜、高橋、下岡に住所を有する者	(1)免許漁業の妨害をしてはならない。 (2)使用漁具は1重刺網以外を使用してはならない。		5年
			京都府沖合海面 (次のア、イ、ウの線により囲まれた海域) ア 京丹後市網野町浅茂川と同町磯境界(通称一本松)から真方位0度00分の線 イ 北緯35度44分の線 ウ 京丹後市網野町と同市久美浜町境界部の鶴ヶ島東端から真方位330度45分の線		京丹後市網野町磯、塩江、浜詰に住所を有する者	(1)免許漁業の妨害をしてはならない。 (2)タカ礁の最浅部を中心として半径1,500メートルの北半円では操業してはならない。 (3)浜詰夕日地先ぶり定置漁業の漁具設置の前面1,000メートル、沖合1,000メートル、後面300メートル以内の海面においては操業してはならない。 (4)4月、5月及び6月の3ヶ月間は昼間操業してはならない。 (5)使用漁具は1重網以外を使用してはならない。		5年
			京都府沖合海面 (次のア、イ、ウの線及び最大高潮時海岸線により囲まれた海域) ア 最大高潮時海岸線における京都府と兵庫県との境界正北の線 イ 北緯35度44分の線 ウ 京丹後市網野町と同市久美浜町境界部の鶴ヶ島東端から330度45分の線		京丹後市久美浜町に住所を有する者	(1)免許漁業の妨害をしてはならない。 (2)使用漁具は1統とし、1重刺網以外の漁具を使用してはならない。		5年

イ ひらめ底刺網漁業	13名		<p>次のア、イ、ウ、エ及びアの点を順次に結んだ線によって囲まれた区域</p> <p>ア点 成生岬灯台から真方位266度5,300メートルの点 (北緯35度35分54秒、東経135度24分15秒の点)</p> <p>イ点 成生岬灯台から真方位316度6,000メートルの点 (北緯35度38分28秒、東経135度24分58秒の点)</p> <p>ウ点 成生岬灯台から真方位16度8,100メートルの点 (北緯35度40分20秒、東経135度29分12秒の点)</p> <p>エ点 成生岬灯台から真方位30度4,500メートルの点 (北緯35度38分14秒、東経135度29分12秒の点)</p> <p>[緯度・経度表記は世界測地系による]</p>	11月1日から翌年3月20日まで	京都府舞鶴市字小橋、字三浜に住所を有する者	<p>(1) 他種漁業の妨害をしてはならない。</p> <p>(2) 刺網1連ごとの両端に、夜間にあつては標識灯火を、昼間にあつては赤色標旗を水面上1.5メートル以上の高さに掲げ、標旗には許可番号、漁業種類、漁業者氏名又は名称を明記しなければならない。</p> <p>(3) 刺網の連数は2連以内で、その総長は、1,000メートル以内でなければならない。</p> <p>(4) 網の目合いは12センチメートル以上、網丈(高さ)は3.6メートル以内の一重底刺網以外のものを使用してはならない。</p>		5年
------------	-----	--	---	------------------	-----------------------	---	--	----

6 いさざろし網漁業

漁業種類	許可する漁業者の数の上限	船舶の総トン数	操業区域	漁業時期	漁業を営む者の資格	条件	継続の許可の対象として指定する漁業	有効期間
いさざろし網漁業	8名		京共第8号(大丹生川河口)	2月10日から4月30日	京都府に住所を有する者	(1)流水幅員の5分の1以上の魚道を開通しなければならない。 (2)使用漁具は2統以内に限る。		5年
			京共第8号(高野川新橋下流端より下流)	2月10日から4月30日		(1)流水幅員の5分の1以上の魚道を開通しなければならない。 (2)使用漁具は2統以内に限る。		5年

(別表2)

提出書類

申請等事項	書類名	申請書	申請理由書	代表者選定届(※1)	適格性に関する誓約書	事業計画書	漁協の同意書(※2)	承継届	承継権利者の同意書	使用する漁具の仕様がわかる書類	戸籍謄本又は抄本(法人にあつては登記事項証明書)	漁業許可証又はその写し	起業認可指令書又はその写し	漁船登録簿本(※3)	住所の所在する都道府県知事の意見書(※4)	備考
許可申請(新規)		○ 2号様式	○	○ 1号様式	○ 12号様式	○	○			○				○	○	
許可申請(継続等)		○ 2号様式	○	○ 1号様式	○ 12号様式		○			○		○		○		許可を受けた船舶を廃止した場合等には、漁業許可失効届(5号様式)を添付すること。
起業認可申請		○ 2号様式	○	○ 1号様式	○ 12号様式	○				○					○	
変更許可申請		○ 3号様式										○				
起業認可変更申請		○ 3号様式											○			
書換交付申請		○ 8号様式										○		○		
再交付申請		○ 9号様式														
漁業地位承継届								○ 4号様式	○		○	○				同意書には全ての承継権利者が押印するとともに、当該者の印鑑証明書を添付すること。

※申請内容により船舶使用承諾書等の提出を求めることがあります。

※1 複数名で申請をする場合に提出

※2 漁業権魚種を目的とする漁業(手繰第2種漁業(けた網漁業))に係る申請をする場合に提出

※3 府以外の都道府県に登録した漁船を使用する場合に提出

※4 府内に住所を有しない者が申請する場合に提出

第1号様式

代 表 者 選 定 届

年 月 日

京都府知事 様

住 所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)
氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
住 所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)
氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
(※以下、必要に応じて追加すること。)

下記のとおり共同申請の代表者を選定したので、届け出ます。

記

代表者 住 所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)
氏 名 (法人にあつては、名称)

第2号様式

〇〇漁業許可(起業認可)申請書

年 月 日

京都府知事 様

住 所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)
氏 名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

下記により〇〇漁業の許可(起業の認可)を受けたいので、申請します。

記

- 1 知事許可漁業の種類
- 2 操業区域
- 3 漁業時期
- 4 漁獲物の種類
- 5 漁業根拠地
- 6 漁具の種類、数及び規模
- 7 使用する船舶
 - (1)船 名
 - (2)漁船登録番号
 - (3)総トン数
 - (4)推進機関の種類及び馬力数
- 8 その他参考となるべき事項
(火光を利用するものにあつては、電源の種類及び出力、集魚灯の数及び光力、
潜水器を利用するものにあつては、潜水器の種類、型式及び送気装置、
その他魚群探知器の有無など)

第3号様式

〇〇漁業許可(起業認可)の変更許可申請書

年 月 日

京都府知事 様

住 所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)

氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

下記により〇〇漁業の許可(起業の認可)の制限措置について、変更の許可を受けたいので申請します。

記

- 1 漁業種類
- 2 許可(認可)番号
- 3 許可(認可)年月日
- 4 変更の内容

項 目	現 在 の 制 限 措 置	変 更 後 の 制 限 措 置

- 5 変更の理由

第4号様式

漁業地位承継届

年 月 日

京都府知事 様

住 所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)

氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

下記漁業の許可受有者である (許可受有者の氏名及び住所 (法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地)) が (死亡、解散又は分割) したため、当該漁業許可 (認可) を承継したので届出ます。

記

- 1 漁業種類
- 2 許可 (認可) 番号
- 3 許可 (認可) 年月日

第5号様式

漁業許可失効届

年 月 日

京都府知事 様

住 所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）
氏 名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

（許可年月日）付け（許可番号）で許可されました〇〇漁業について、下記の項目に該当することとなりましたので届け出ます。

記

1 該当することとなった事項

- （1）許可を受けた船舶の使用を廃止
- （2）許可（認可）を受けた船舶が滅失（沈没）した
- （3）許可を受けた船舶を譲渡し、貸し付け、返還し、その他当該船舶を使用する権利を失った
- （4）許可を受けた知事許可漁業を廃止した

2 該当することとなった年月日

年 月 日

※ 1については、該当する項目に丸を付けること。

第6号様式

〇〇漁業休業（就業）届

年 月 日

京都府知事 様

住 所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏 名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

下記により〇〇漁業を休業（就業）したいので、届け出ます。

記

- 1 漁業種類
- 2 許可番号
- 3 許可年月日
- 4 休業期間（就業する日）
- 5 休業（就業）の理由

〇年〇月分

漁業者名	〇〇 〇〇	船名	〇〇丸	漁船登録番号	KTO-〇〇〇〇	漁業の種類	刺し網漁業、小型底びき網漁業、かご漁業	漁場区域																							
報告年月日	令和〇年〇月〇日	トン数	〇トン	根拠地		許可(免許)番号	刺第〇号、小底第〇号、かご第〇号	操業日数																							
1 資源管理の状況等 <input type="checkbox"/> 令和〇年〇月の報告内容から変更なし																															
①資源管理の取組実績	操業期間、操業時間等を規制している場合には、その遵守状況等																														
②自主的な取組等の実施状況	休漁(〇〇部会による合意事項)、〇〇の種苗放流(5cmサイズ、〇〇千尾。〇月〇千尾、〇月〇千尾)、藻場造成(〇〇を〇月に10基設置)、有害生物の駆除(〇月に〇〇を〇千個駆除)等																														
2 漁業生産の実績等																															
操業年月日	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	8日	9日	10日	11日	12日	13日	14日	15日	16日	17日	18日	19日	20日	21日	22日	23日	24日	25日	26日	27日	28日	29日	30日	31日
漁獲量(kg)																															
(魚種1)																															
(魚種2)																															
(魚種3)																															
(魚種4)																															
(魚種5)																															
その他																															
合計																															
備考																															

※ 漁獲実績がない場合でも提出すること。

第8号様式

〇〇漁業許可証書換交付申請書

年 月 日

京都府知事 様

住 所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏 名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

下記により〇〇漁業許可証の書換え交付を受けたいので、申請します。

記

- 1 漁業種類
- 2 許可番号
- 3 許可年月日
- 4 書換えの内容

項	目	現在の記載事項	書換え後の記載事項

- 5 書換えを必要とする理由

第9号様式

〇〇漁業許可証再交付申請書

年 月 日

京都府知事 様

住 所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏 名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

下記の〇〇漁業許可証の再交付を受けたいので、申請します。

記

- 1 漁業種類
- 2 許可番号
- 3 許可年月日
- 4 許可証を亡失（毀損）した理由

返納できない旨の理由書

年 月 日

京都府知事 様

住 所（法人にあつては、主たる事業所の所在地）

氏 名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

（許可年月日）付け（許可番号）で許可されました〇〇漁業許可証は、下記の理由により返納できませんので、京都府漁業調整規則（令和 2 年京都府規則第 54 号）第 30 条第 2 項の規定により届け出ます。

記

1 許可証を返納できない理由

〇〇〇〇のため

第 11 号様式

(許可番号)

〇 〇 漁 業 許 可 証

住 所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)

氏 名 (法人にあつては、名称)

1 漁業種類

2 操業区域

3 漁業時期

4 使用する船舶

(1) 船 名

(2) 漁船登録番号

(3) 総トン数

(4) 推進機関の種類及び馬力数

5 許可の有効期間

年 月 日から 年 月 日まで

6 条件

7 その他参考となるべき事項

年 月 日

京都府知事

印

適格性に関する誓約書

年 月 日

京都府知事 様

住 所

(法人にあっては、主たる事務所の所在地)

氏 名

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

京都府漁業調整規則（令和 2 年京都府規則第 54 号）（以下、「規則」という。）第 10 条第 1 項第 1 号から第 4 号について、以下のいずれにも該当しないことを誓約します。

- 1 過去 5 年以内において、裏面に掲げる漁業又は労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に 2 回以上処せられた者
- 2 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）
- 3 法人であって、その役員又は漁業法施行令（昭和 25 年政令第 30 号）で定める使用人のうちに規則第 10 条第 1 項第 1 号又は第 2 号のいずれかに該当するものがあるもの
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配する者

【漁業関係法令】

- 1 漁業法(昭和 24 年法律第 267 号)
- 2 水産資源保護法(昭和 26 年法律第 313 号)
- 3 臘虎臘脳獣獵獲取締法(明治 45 年法律第 21 号)
- 4 外国人漁業の規制に関する法律(昭和 42 年法律第 60 号)
- 5 排他的經濟水域における漁業等に関する主權的權利の行使等に関する法律(平成8年法律第 76 号)
- 6 持続的養殖生産確保法(平成 11 年法律第 51 号)
- 7 内水面漁業の振興に関する法律(平成 26 年法律第 103 号)
- 8 特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律(令和2年法律第79号)
- 9 京都府漁業調整規則(令和2年京都府規則第 54 号)
- 10 1~9に基づく命令

【労働関係法令】

- 1 健康保険法(大正 11 年法律第 70 号)
- 2 船舶安全法(昭和8年法律第 11 号)
- 3 船員保険法(昭和 14 年法律第 73 号)
- 4 労働関係調整法(昭和 21 年法律第 25 号)
- 5 労働基準法(昭和 22 年法律第 49 号)
- 6 労働者災害補償保険法(昭和 22 年法律第 50 号)
- 7 船員法(昭和 22 年法律第 100 号)
- 8 船員職業安定法(昭和 23 年法律第 130 号)
- 9 労働組合法(昭和 24 年法律第 174 号)
- 10 船舶職員及び小型船舶操縦者法(昭和 26 年法律第 149 号)
- 11 厚生年金保険法(昭和 29 年法律第 115 号)
- 12 最低賃金法(昭和 34 年法律第 137 号)
- 13 雇用保険法(昭和 49 年法律第 116 号)
- 14 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律(平成 28 年法律第 89 号)
- 15 1~14 に基づく命令